

教育・保育などのこどもに接する場での、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため2026年12月25日から「こども性暴力防止法」が施行されます。

これに伴い、教育実習等を行う学生についても、法律施行後は実習を行う前に、法に基づく性犯罪に関する確認が行われる可能性があります。この手続きを通じて特定性犯罪前科が確認された場合は児童等に接する実習を行うことができず、教員免許等の取得要件を満たすことができなくなる場合があります。詳細は下記留意点及びこども家庭庁のサイトをご確認ください。

「こども性暴力防止法」が
2026年12月25日にスタートします。
～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

こども性暴力防止法の施行により、2026年12月25日から、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育を行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので留意点をお知らせします。

【事業者求められる取組】

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを推進すること。
- こどもと接する業務に就く人の、性犯罪前科の有無を確認すること。
- 性暴力のおそれがある場合には、こどもと接する業務に就かせないようにすること。

【実習生に関する留意点】

- 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かどうかについて最終的な判断は実習先の事業所が行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人からこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。
- 実習前に性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより、資格の取得ができなくなる可能性があります。

【参考】

制度の詳細はこちらをご覧ください。

○こども家庭庁HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>